

国立大学法人宇都宮大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

宇都宮大学役員給与規程により、当該役員に支給される期末特別手当において、宇都宮大学点検・評価会議が行う業務の実績評価及び文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、経営協議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができるとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

（ 本学における今後の財政状況及び総人件費改革の実行計画に対応した取組を勘案し、俸給月額5%に相当する額を引き下げ（俸給水準の引下げに伴う経過措置は適用しない。）及び寒冷地手当を廃止した。 ）

理事

（ 本学における今後の財政状況及び総人件費改革の実行計画に対応した取組を勘案し、俸給月額5%に相当する額を引き下げ（俸給水準の引下げに伴う経過措置は適用しない。）及び寒冷地手当を廃止した。 ）

理事（非常勤）

（ 本学における今後の財政状況及び総人件費改革の実行計画に対応した取組を勘案し、非常勤役員手当の5%に相当する額を引き下げた。 ）

監事

（ 本学における今後の財政状況及び総人件費改革の実行計画に対応した取組を勘案し、俸給月額5%に相当する額を引き下げ（俸給水準の引下げに伴う経過措置は適用しない。）及び寒冷地手当を廃止した。 ）

監事（非常勤）

（ 本学における今後の財政状況及び総人件費改革の実行計画に対応した取組を勘案し、非常勤役員手当の7.5%に相当する額を引き下げた。 ）

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任
法人の長	千円 17,151	千円 12,192	千円 4,935	千円 24 (通勤手当)		
理事 (4人)	千円 56,560	千円 39,924	千円 16,161	千円 127 (通勤手当) 348 (単身赴任手当)		3月31日1名
理事 (非常勤) (0人)	千円	千円	千円	千円 ()		
監事 (0人)	千円	千円	千円	千円 ()		
監事 (非常勤) (2人)	千円 9,250	千円 9,250	千円 0	千円 0 ()		

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長	千円	年	月			該当者無し
理事A	千円 3,875 (51,040)	年 3 (39)	月 0 (0)	H19.3.31	—	増減無し 機関業績及び個人業績評価においても、任期途中の退職であることから、経営協議会において増額又は減額はしないことを決定
監事	千円	年	月			該当者無し

注) 理事Aについては、役員在職期間を宇都宮大学役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)を持って当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

本学の財政基盤の強化に向け、「行政改革の重要方針(H17.12.24閣議決定)による総人件費改革の実行計画を踏まえた不断の給与制度の見直しを図るとともに、併せて長期的な視野に立って組織・業務改革等を通じて、人件費の削減を図ることとしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

大学運営活動に必要な経費が、その大半について国からの運営費交付金に委ねられていることから、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じる。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び賞与(勤勉手当)の成績率の判定にあたっては、個人の成績及び能力評価等の結果を十分に考慮し、学長が決定している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
給与:俸給月額 (昇給)	昇給判定期間中における勤務評定等の勤務成績評価結果を踏まえ、国家公務員の例に準じて、昇給号俸が決定される。
給与:俸給月額 (昇格)	勤務評定等の結果が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	勤勉手当成績判定期間中における勤務評定等の勤務成績評価結果を踏まえて決定される成績率に基づき、国家公務員の例に準じて支給される。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

- (1) 俸給表を国家公務員の改正に準拠し、同率の俸給水準の引下げ改定(平均△4.8%)を実施した。なお、国家公務員の例に準じて、俸給水準の引下げに係る経過措置を設けた。
- (2) 国家公務員の「地域手当」新設に準拠し、本学の所在地宇都宮市に在勤する国家公務員の支給割合の例に準じ、1%の支給割合とする地域手当を新設した。
- (3) 準拠していた国家公務員の「寒冷地手当」の経過措置が終了したことにより、寒冷地手当を廃止した。
- (4) 国家公務員の「扶養手当」に準拠し、配偶者に係る支給月額を500円引き下げ、13,000円とした。
- (5) 大学院を担当する教員に対して支給されている「俸給の調整額」に替え、新たに「大学院担当手当」を新設した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 606	歳 46.7	千円 7,660	千円 5,553	千円 124	千円 2,107
事務・技術	人 194	歳 42.6	千円 5,534	千円 4,044	千円 109	千円 1,490
教育職種 (大学教員)	人 340	歳 50.1	千円 9,035	千円 6,519	千円 143	千円 2,516
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属高校教員)	人 22	歳 43.4	千円 7,328	千円 5,369	千円 91	千円 1,959
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 46	歳 40.7	千円 6,827	千円 5,010	千円 60	千円 1,817
その他医療職種 (医療技術職員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人 10	歳 55.9	千円 3,675	千円 2,710	千円 61	千円 965
事務・技術	人 10	歳 55.9	千円 3,675	千円 2,710	千円 61	千円 965
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「技能・労務職種」該当者は、調理師である。

注3:「教育職種(附属高校教員)」には、附属養護学校教員を含む。

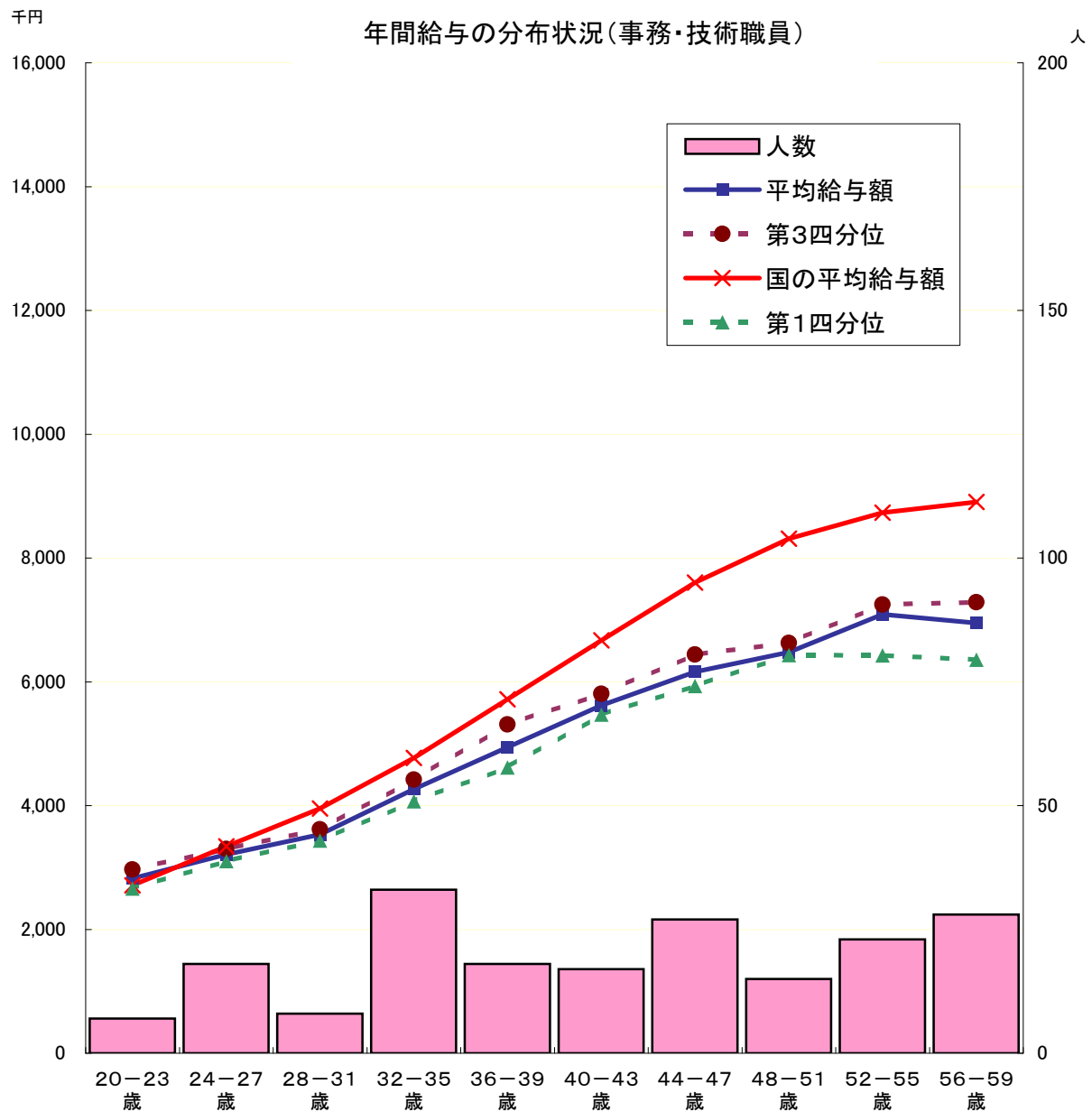
注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:「その他医療職種(医療技術職員)」とは、栄養士である。

注6:常勤職員の「技能・労務職種」、「その他医療職種(医療技術職員)」及び「その他医療職種(看護師)」の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注7:任期付職員及び再任用職員区分の職種区分「事務・技術」、「教育職種(大学教員)」、「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」欄は、該当者がいないことから当該欄の記載を省略した。

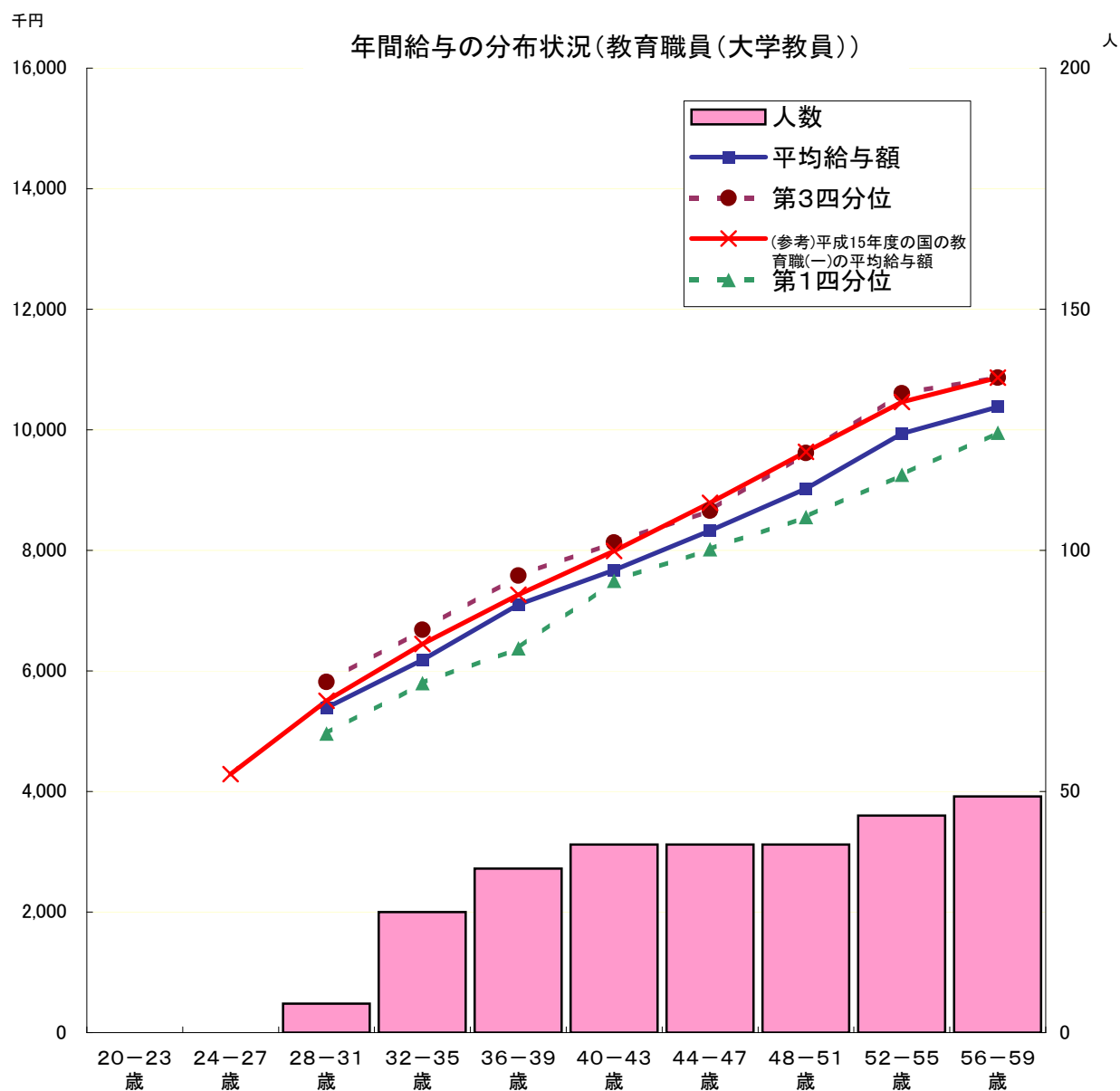
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位 〔・課長〕 〔・係員〕	人	歳	千円	千円	千円
	13	57.8	7,146	7,776	8,265
	59	30.4	3,148	3,671	4,264



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位 〔・教授〕 〔・准教授〕	人	歳	千円	千円	千円
	171	57.0	9,732	10,250	10,802
	127	43.9	7,523	7,912	8,485

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		事務局長等	事務局長等	部長等	部長等	課長等
人員 (割合)	194	0 ()	0 ()	0 ()	2 (1.0%)	8 (4.1%)
年齢(最高～最低)		歳 }	歳 }	歳 }	歳 }	59 }
所定内給与年額(最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	6,731 }
年間給与額(最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	9,258 }
						7,358

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長等 課長補佐等	課長補佐等 係長等	係長等 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)	—	7 (3.6%)	33 (17.0%)	74 (38.1%)	40 (20.6%)	30 (15.5%)
年齢(最高～最低)		59 }	59 }	58 }	58 }	36 }
		54	46	34	28	22
所定内給与年額(最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	千円 }
		5,145 }	5,266 }	4,873 }	3,836 }	2,722 }
		4,862	4,449	3,194	2,492	1,897
年間給与額(最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	千円 }
		7,286 }	7,347 }	6,757 }	5,094 }	3,615 }
		6,897	6,207	4,340	3,436	2,605

教育職種(大学教員)

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師等	助教等	教務職員
人員 (割合)	340	171 (50.3%)	126 (37.1%)	14 (4.1%)	27 (7.9%)	2 (0.6%)
年齢(最高～最低)		64 }	64 }	62 }	61 }	}
		44	32	30	28	
所定内給与年額(最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	千円 }
		9,021 }	7,006 }	5,947 }	5,544 }	}
		5,791	4,169	3,577	3,493	
年間給与額(最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	千円 }
		12,568 }	9,623 }	8,262 }	7,582 }	}
		8,109	5,798	4,961	4,729	

注:「事務・技術職員／7級(部長等)」及び「教育職員(大学教員)／1級(教務職員)」の該当者は2名
 以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載しない。

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))
(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.2	% 68.4	% 66.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.8	% 31.6	% 33.1
	最高～最低	% 42.6～32.7	% 38.9～29.9	% 40.6～31.4
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 68.9	% 67.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.9	% 31.1	% 32.4
	最高～最低	% 40.7～31.2	% 37.8～28.4	% 36.2～29.8

教育職種(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.1	% 67.9	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.9	% 32.1	% 33.4
	最高～最低	% 42.7～32.3	% 39.0～29.4	% 40.8～30.9
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.0	% 68.8	% 67.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.0	% 31.2	% 32.5
	最高～最低	% 41.7～31.7	% 38.1～28.9	% 39.5～30.3

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))
(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

83.2
95.3

(教育職種(大学教員))

対他の国立大学法人等

94.8

注1:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職種(大学教員)の平成15年度の国の教育職(一)との比較指標 【 95.4】

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16 年度)からの増△減
給与, 報酬等支給総額 (A)	千円 5,446,095	千円 5,549,909	千円 (%) △ 103,814 (△ 1.8)	千円 (%) △ 113,301 (△ 2.0)
退職手当支給額 (B)	千円 833,141	千円 550,299	千円 (%) 282,842 (51.3)	千円 (%) 409,302 (96.5)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 462,647	千円 505,517	千円 (%) △ 42,870 (△ 8.4)	千円 (%) △ 55,136 (△ 10.6)
福利厚生費 (D)	千円 723,437	千円 727,874	千円 (%) △ 4,437 (△ 0.6)	千円 (%) 6,301 (0.8)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 7,465,320	千円 7,333,599	千円 (%) 131,721 (1.7)	千円 (%) 247,166 (3.4)

注)「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費等により雇用される職員に係る費用を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(11)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ① 「給与, 報酬等支給総額」の対前年度比 1.8%減の主たる要因は、俸給表を国家公務員の改正に準拠し、同率の俸給水準の引下げ改定を実施したこと及び大学院担当による俸給の調整額を手当化し、賞与の算定基礎から除いたことが主である。
一方「最広義人件費」の対前年度比 1.7%増の主たる要因は、いわゆる団塊世代の退職による退職手当の増加に伴う分である。
- ② 人件費削減の取り組みの状況については、本学の中期計画において平成 21年度までに概ね 4%の人件費削減を掲げ、学長のもとに人事に関する検討組織を設置し、人員及び人件費を中長期的に管理する方針を検討し、平成21年度までの人員及び人件費の削減計画策定した。
- ③ 進捗状況として当年度の「給与, 報酬等支給総額」5,446,095千円は、基準年度の「給与, 報酬等支給総額」5,549,909千円に対して 1.8%減, 「人件費予算相当額」5,676,384千円に対して 4.0%減となっている。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし